

議案第7号

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章・第2章 略

第3章 防犯環境整備（第15条—第22条）

第4章 優良防犯施設の認定（第23条）

第5章 犯罪被害者等の支援（第24条）

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第25条—第30条）

第7章 雑則（第31条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（5） 略

（6） 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。

（7） 略

（事業者の責務）

目次

第1章・第2章 略

第3章 防犯環境整備（第15条—第21条）

第4章 優良防犯施設の認定（第22条）

第5章 犯罪被害者等の支援（第23条）

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第24条—第29条）

第7章 雑則（第30条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（5） 略

（6） 略

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「事業用施設」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2・3 略

4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。

（防犯に配慮した自動販売機の普及）

第21条 略

（防犯カメラの適正な設置及び運用）

第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等という。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2・3 略

（防犯に配慮した自動販売機の普及）

第21条 略

る。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第23条 略

第24条 略

(設置)

第25条 略

(組織)

第26条 略

(委員)

第27条 略

第22条 略

第23条 略

(設置)

第24条 略

(組織)

第25条 略

(委員)

第26条 略

(会長)

第28条 略

(会議)

第29条 略

(運営に関する細則)

第30条 略

第31条 略

(会長)

第27条 略

(会議)

第28条 略

(運営に関する細則)

第29条 略

第30条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。